なお、関係図書は、

東京都多摩建築指導事務所に備え置



行 東京都

路の種類 変更に係る道

第二項の規定 法第四十二条

月二十四日 令和五年七

あきる野市引

による道路

変更年月日

路の位置

変更に係る道 路の延長及び変更に係る道

幅員(単位メ |トル)

四 .00

一四二·九九 延長

田字阿岐野十

番五、同番六、 六十六、十七 番四、十三番

びに二十三番 番三の各一部、 二十二番二並 でに二十三番

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

域の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課

○建築基準法による道路の指定の変更……………

告

示

目

次

…(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課

○土地区画整理審議会委員選挙の当選人………… …………(都市整備局市街地整備部管理課

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要………

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…

告 示

建築基準法 (昭和二十五年法律第1 三百 号。 以 下 法

●東京都告示第八百九十四号

という。)第四十二 一条第一 一項の規定による道路の指定を次

のとおり変更した。

令和五年八月七日

いて縦覧に供する。

東京都多摩建築指導事務所長

名 取

伸

明

●東京都告示第八百九十五号

第一 れば 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ 項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお ならない区域 を指定するので、 (以下「形質変更時要届出区域」とい 同条第三項において準用する同法

ŋ

第六条第二項の規定により、 次のとおり告示する。

令和五年八月七日

形質変更時要届出区域 東京都知事 別図のとおり 小 池 (板橋区徳丸六 百 合 子

害物質の種類 九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有 善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。 丁目地内 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十 「別図」は省略し、 テトラクロロエチレン その図面を東京都環境局環境改

告

公

番二、二十九十四番一、同

同番十七、二

、同番十一、

番一、三十番

三十一番、三

、同番二、

十五番三の各 十四番及び三

部、同番四

三十五条第四項の規定により、 決定したので、同条第五項の規定により公告する。 目付近土地区画整理審議会委員選挙の当選人を次のとおり 土地区画整理法施行令 土地区画整理審議会委員選挙の当選人について (昭和三十年政令第四十七号) 東京都市計画事業六町四丁 第

令和五年八月七日

番三、引田字 並びに三十六

櫻ノ岡二百五

四番及び二

東京都知事 小 池 百 合 子

宅地の所有者から選挙される委員の当選人 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在は

の各一部 百五十五番一

伊藤 大串 里子 德治

足立区南花畑一丁目十二番八号

同 区一ツ家二丁目十番二十一号

大竹

眞澄

区六町一丁目六番三十一号

同 同

区六町三丁目六番二十四号

加藤 邦彰

同

同 区六町一丁目一番二十二号

久保田 士 由美子 同 X 区南花畑一丁目十二番十三号 ツ家二丁目十番

七

縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

六

縦覧期間

Ŧī.

ゥ

当選人 宅地について借地権を有する者から選挙される委員の 野 氏名又は名称 本 久作 ジデンス菅谷二〇五 区南花畑二丁目三十番九号 住所又は主たる事務所の所在地

油井 貫行 足立区南花畑一丁目九番十八号

ついて 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に

意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり 条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八

(仮称)ベルク練馬高松店 東京都知事 小 池 百 合子

 \equiv 設置者名 店舗所在地 髙山 練馬区高松三丁目三千六百八十二番地 ほか三筆 貢ほか一名

東

店舗名

令和五年八月七日

意見

四

聴取者 練馬区長

7

概要 意見なし

縦覧場所 収受日 令和五年七月二十四日

成元年東京都条例第十号)に定める休日ただし、東京都の休日に関する条例(平令和五年八月七日から同年九月七日まで、 (新宿区西新宿二丁目八番一号) 東京都産業労働局商工部地域産業振興課

|電話 ○三(五三二一) | 一一一(代) 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号東

発 行

価 本号 一箇月

郵便番号 定 (郵送料を含む。) 六〇〇円 三〇円 勝 美 印 刷 式 会 社

ただし、 正午から午後一時までを除く。

レ

郵便番号 113-0001